

## 一般財団法人ノジマ出る杭財団 ノジマ出る杭スカラシップ規程

### 第1章 総則

**(目的) 第1条** 本規程は、一般財団法人ノジマ出る杭財団（以下「本財団」という）定款第4条の規定に基づき、強い向上心を持ち、周囲に流されず自ら挑戦する「出る杭」である学生に対し、経済的支援と「実務型イノベーター」としての育成機会を提供することを目的とし、**ノジマ出る杭スカラシップ**（以下「本奨学金」という）の給付および貸与に関する事項を定める。

**(奨学生の資格) 第2条** 本奨学金の対象となる者は、大学、短期大学、専門学校に在籍する学生であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

1. 既存の枠組みに囚われず、自ら課題を発見し解決策を実行する「出る杭」たる志を持つ者。
2. 株式会社ノジマの店舗等において、パートナー（アルバイト）として原則月10時間以上の実務に従事、または従事予定である者。
3. 2026年4月時点で大学、短期大学、専門学校等に在籍する学生。ただし、次条に定める卒業年次の者、および大学院生は対象外とする。
4. 前項の規定にかかわらず、大学院生、および2026年4月時点で卒業年次（最終学年）に達している者は、本奨学金の対象外とする。

**(支給対象学年) 第3条** 前条第1項第3号に定める具体的な支給対象学年は、次の通りとする。

1. 4年制大学は、**新1年生、新2年生、および新3年生とする（新4年生は対象外）**。
2. 6年制学部（医学、歯学、薬学、獣医学等）は、**新1年生、新2年生、新3年生、新4年生、および新5年生とする（新6年生は対象外）**。
3. 短期大学・専門学校は、**卒業年次ではない学生とする（修業年限が2年の場合は新1年生のみ、3年の場合は新1年生および新2年生を対象とする）**。

**(給付・貸与期間) 第4条** 本奨学金の給付・貸与期間は、2026年4月から正規の学士課程修了月までとする。2. 前項の規定にかかわらず、在籍学部に限らず、本奨学金の累計支給期間は一律で最大4年間（48ヶ月）を限度とする。

### 第2章 奨学金の内容と金額

**(種類と金額) 第5条** 本奨学金は、以下の二階建て構成とする。

1. **基本給付**：月額 20,000 円。返還を要しない。
2. **活動奨励金（貸与型）**：月額 0 円～60,000 円。無利子とし、第 14 条から第 17 条の規定に基づき返還を要する。
3. 活動奨励金の額は、半期ごとの評価に基づき、実務成果と理念の実践度合いに応じて決定される。

**（他奨学金との併給） 第 6 条** 本奨学金は、他の給付型・貸与型奨学金との併用を認める。ただし、公益財団法人野島財団の奨学金との併用はできないものとする。

### 第 3 章 奨学生の採用および選考

**（募集要項の公開） 第 7 条** 本財団は、学生に広く応募の機会を開くため、募集要項を当法人の WEB サイトにて公開する。

**（選考方法） 第 8 条** 本財団は、具体的な選考方法を当法人の WEB サイトにて公開し、これに基づき選考を行う。

**（決定通知） 第 9 条** 奨学生は、選考委員会の選考を経て、理事会が決定する。決定後、速やかに本人に通知する。

### 第 4 章 奨学金の交付

**（交付の方法および時期） 第 10 条** 本奨学金の交付は、原則として 1 か月ごとに毎月指定の口座へ振り込む方法により行う。2. 初回振込（2026 年 7 月末予定）については、2026 年 4 月分から 9 月分までの計 6 か月分の基本給付分（月額 2 万円×6 か月 = 12 万円）を一括して交付する。3. 2026 年 10 月分以降は、評価に基づき決定された基本給付分および活動奨励金（貸与分）を合算した金額を、毎月翌月末までに交付する。

### 第 5 章 奨学生の義務と資格の喪失

**（奨学生の義務） 第 11 条** 奨学生は、定期的に活動報告を提出し、求めに応じて面談を受けなければならない。2. 奨学生は、住所、氏名、大学での身分に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

**（停止および打ち切り） 第 12 条** 奨学生が次の各号に該当する場合は、給付・貸与を停止または打ち切る。

1. 留年、休学、または長期にわたって欠席したとき（ただし、次条の特例を除く）。

2. 実務評価が一定基準に連続して該当したとき。
3. 退学（中退）、停学、その他学生として適当でないと認められる行為があったとき。

**（再挑戦の特例） 第 13 条** 前条の規定にかかわらず、留年等があった場合でも、その後の志および実務成果が極めて高いと判断される場合は、再応募および受給の再開を認めることができる。

## 第 6 章 返還および免除

**（返還の原則および開始時期） 第 14 条** 活動奨励金（貸与型）を受給した者は、本財団の指定する学校を卒業（または退学）した月の半年後から、無利子にて分割返還を行わなければならない。2. 前項の規定にかかわらず、在籍中（大学院進学、留年等を含む）は、所定の手続きを行うことにより返還を猶予することができる（在学猶予）。この場合、返還の開始は最終的に学校を卒業（または退学・修了）した月の半年後からとする。

**（支給停止・打ち切り時の取扱い） 第 15 条** 第 12 条に基づき支給が停止または打ち切られた場合であっても、当該学生が学校に在籍している期間内は前条第 2 項を準用し、返還を猶予する。返還の開始は、最終的に学校を卒業（または退学）した月の半年後からとする。

**（返還方法） 第 16 条** 返還は、原則として月割による均等分割返還とする。ただし、経済的困難等やむを得ない事情がある場合は、代表理事が別に定めるところにより、返還の猶予を認めることがある。

**（株式会社ノジマによる代理弁済および特例免除） 第 17 条** 卒業後（大学院修了後を含む）、直ちに株式会社ノジマへ正社員として入社した者については、株式会社ノジマが本財団に対して奨学金の返還金を支払う（代理弁済制度）ことにより、本人による返還を免除する。2. 大学を中退した場合であっても、株式会社ノジマに入社し「出る杭」として顕著な貢献が認められる場合は、代表理事が別に定めるところにより、返還免除を検討することができる。

## 第 7 章 雑則

**（届出義務） 第 18 条** 奨学生は、第 11 条第 2 項に定める事項のほか、返還期間中に住所、氏名、勤務先等に変更が生じた場合は、遅滞なく本財団に届け出なければならない。

**（実施細則） 第 19 条** この規程の実施について必要な事項は、代表理事が別に定める。

---

**附則** 本規程は、2026 年 2 月 27 日より施行する。